

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 障害児、児童生徒の現状について (50分)</p> <p>2006年（平成18年）12月に国連において、福祉・教育などあらゆる分野において、障害に基づく差別を禁止した障害者の権利に関する条約が採択され、日本政府は2007年9月に署名しました。全世界で6億5000万人を超えるという障害者の人権に大きな影響を与えると言われています。</p> <p>日本においても近年、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童生徒が増加をする傾向にあります。平成23年5月の文部科学省の調査では、全体の2.7%になっています。</p> <p>平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、文部科学省と厚生労働省が協力して、障害のある幼児、児童生徒に対して、さまざまな支援体制を組み、特別支援教育に関する体制整備を総合的に推進していくとしています。</p> <p>そこで教育行政の幼稚園・小中学校における障害児教育について、市としての基本的な考え方、保育所・学童保育室における障害児保育の市の基本的な考えについてお聞きます。</p> <p>(1) 平成19年4月より特殊学級から特別支援学級へと名称が変更になった。移行の経過から</p> <p>ア 移行後の教育内容について</p> <p>イ 24年度教育要覧によると、小学校51名、中学校25名が在籍していますが、特別支援学級の現状について</p>	市長 教育委員会委員長

持田敏明

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
(2) 特別支援学級について ア 教職員の研修について イ 特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小中学校に埼玉県独自の制度として「支援籍」を置く事ができるが、市内に利用者はいますか。 ウ 中学校卒業後の進路について	市長 教育委員会委員長
(3) 学童保育室について ア 学童保育室に入室している障害児の現状と人数、3年間の推移について イ NPO法人鶴ヶ島学童保育の会との委託契約ですが、障害児受入れについての内容は ウ 障害児童の受入れについて、学童保育室と小学校との協議は	
(4) 障害児の幼稚園・保育所の利用について ア 障害があると思われる幼児の受入れについて イ 市内には市立保育所3ヶ所、私立保育所9ヶ所、私立幼稚園6ヶ所ありますが、障害児保育の通所通園現状は ウ 卒園、卒所後的小学校との連携について	
(5) 障害児・障害者への虐待の状況について把握していますか。	